

事務局設置規則

2010（平成22）年12月12日 制定
2019年12月8日 改定

（目的）

第1条 本規則は、一般社団法人日本リハビリテーション工学協会（以下、「当法人」という。）定款第66条第4項により、本法人の事務局並びに職員の配置に必要な事項を定める。

（事務所の所在地）

第2条 定款第2条第1項に定める当法人の主たる事務所は、神奈川県横浜市磯子区杉田二丁目7番20号に設置する。

- 2 定款第2条第2項に定める当法人の従たる事務所は、神奈川県横浜市港北区鳥山町1770番地社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 地域リハビリテーション部研究開発課内に設置する。

（事務局長）

第3条 定款第66条第3項の規定に従い任命される事務局長の任期は、任命時に定める2年以内の期間とする。ただし再任は妨げない。

（事務局職員）

第4条 定款第66条第3項の規定に従い任命される重要な職員の任期は、任命時に定める2年以内の期間とする。ただし再任は妨げない。

- 2 定款第66条第2項に規定される所要の職員であって、定款第66条第3項に規定される重要な職員でない者は、事務局長が任命し、理事会に報告するものとする。

（事務局参与）

第5条 定款第66条第3項の規定に従い任命される重要な職員を特に事務局参与として置くことができる。

- 2 事務局参与は、重要な事務局職務のうち特に定める重要な事項に参加する。
- 3 事務局参与の任期は、任命時に定める2年以内の期間とする。ただし再任は妨げない。

（本規則の改廃）

第6条 本規則の変更または追加には、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規則は、令和元年12月8日から施行する。